

新庁舎建設基本構想策定市民委員会

委員長 南 様

特別傍聴人

意見書

第4回新庁舎建設基本構想策定市民委員会(以下「委員会」という)で議題の「習志野市新庁舎建設基本構想(案)(以下「基本構想(案)と言う」)について数名の委員からいろいろな意見が出されましたが、その中の「行政任せで基本構想を作成するために参加しているのではない」、「我々の意見をもっと取り入れた基本構想にすべきだ」、などという意見に、委員の意欲と意気込みを感じることができ、市民として委員会への期待が大きく膨らんだ次第です。

ぜひ、委員会が、事務局の提出する資料を追認する「ガス抜き機関」ではなく、市民を代表する有効な機関として、「市民による、市民のための基本構想(案)」を策定されることをお願いします。

そこで、特別傍聴人として事務局が提出した基本構想(案)について、私の意見を述べさせていただきますので、参考にして頂ければ幸いです。

1. 基本構想(案)に「上位計画との関係」の項を設け、上位計画との関係を明確にすべきです

基本構想(案)は本市における最上位の計画ではなく、公共施設の再生事業の一つの事業である「新庁舎建設」を推進するための計画にすぎません。

私は、これまで2回の意見書を提出しましたが、その中で上位計画(「次期基本構想(H25年9月策定)」、「公共施設再生基本計画(H25年度策定)」)と整合性のある基本構想を策定すべきであることを強調しました。

特に、次期基本構想は検討が始まっており、基本構想(案)は時間的に十分にそれとの整合性を図ることができるのです。

以下に、次期基本構想の検討の中で、市長及び諏訪企画政策部長が「公共施設の再生」の次期基本構想における取り扱い及び「次期基本構想の位置付け」に関して発言した内容を示した上で、私の意見を記述します。

市長及び担当部長の発言

1) 「まちづくり提案会(9月1,2日)」での発言(議事録から)

①市長発言：「公共施設の再生」の次期基本構想における取り扱い

「今公共施設の再生に取り組んでいますが、これにも財政計画が大切なところですので、基本構想の中でもしっかり示していきたい」と改めて感じた次第です。」

②担当部長発言：次期基本構想の位置付け

「習志野市では文教住宅都市憲章を大きな柱に据え、その下に基本構想を定め、さらにその下には基本計画、その下には具体的な事業計画を書いた実施計画を定めています。それと、個別の具体的な計画も市の中にはいっぱいあります。**それもすべては基本構想から枝分かれしていく**とお考え頂きたいと思います。習志野市の**根幹の計画というものがこの基本構想**とお考えいただきたいと思います。」

2) 「長期計画審議会(11月14日)」での諏訪部長の発言(私の傍聴記録による)

次期基本構想に盛り込むべき課題の意見交換で、「公共施設の再生」について委員から意見が出され、諏訪部長は次の様に回答しました。

「公共施設の多機能化は考えており、施設の再生については、その方向性を次期基本構想で明確にします。」

3) 次期基本構想の策定スケジュール(長期計画審議会での説明)

①来年2月：市長から諮問 ②3月,4月：長計審で協議(3月にパブリックコメント募集)

③5月：長計審から答申

④以後、議会に上程(9月予定)し、決定

この様に、「次期基本構想」が本市における最上位の計画であり、**市長及び担当部長が次期基本構想において「公共施設の再生」に関する方向性を明確にすると明言した**のですから、**基本構想(案)は、次期基本構想の方向性との整合性を図って策定すべきです。**

勿論、5月に答申される次期基本構想は「案」ですが、9月議会で大幅な変更があるとは考えられないので、基本構想(案)の策定スケジュールを少し延長すれば答申案との整合性を図ることは可能だと考えられます。(延長案については最後の《まとめ》を参照してください)

基本構想(案)に「上位計画との関係」の項を設け、次期基本構想との整合性を図った上で、その関係を明確にすべきです。

因みに、委員会で話題になった「茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画：1.2 上位計画・関連計画等」、「京都市上京区総合庁舎整備事業基本計画：I.1 上位計画及び関連計画」においても、項を設けて上位計画との関係を明確にしています。

これに関して、行政は「これらは基本計画であり、基本構想ではない」というかも知れませんが、基本構想(案)が策定されれば「基本計画」は行政内だけで検討され、市民の関与なしに策定されることを考えれば、基本構想(案)で明記することが重要であることを理解して頂けると幸いです。

以下には、提出された基本構想(案)の各項目について、目次順に私の意見を記述します。

2. 「1.1(2)庁舎の課題(P1-2)」

基本構想(案)では、庁舎の課題を以下の4つにまとめています。

①庁舎機能の分散化 ②庁舎機能の狭隘化 ③バリアフリーの対応不備 ④市民参画スペースの不足

しかし、新庁舎建設の最大の理由が耐震性の劣化(震災後Is値0.3以下)であったにもかかわらず、「耐震性の劣化」が課題として取り上げられていないのはおかしい。

また、この基本構想(案)では、委員会で各班に分かれて検討された具体的な指摘項目(P1-5)が十分に反映されません。例えば、以下の(1)の指摘項目は4つの課題には含まれませんし、(2)、(3)のように反対の指摘項目があります。

- 4つの課題に含まれない指摘項目 (1)耐震性(2班)
- 反対の指摘項目 (2)庁舎が分散しすぎ(2班,3班) (3)庁舎集中化の必要性が分からない(3班)

委員会として、各班の指摘項目を確認し、その違いをも確認した上で、どの様な課題表現で基本構想(案)に取り入れるべきか検討・協議し、課題の整理をすべきです。

私は「意見書資料1」に各班の指摘項目と4つの課題の関係の比較表を作成しましたが、全て指摘項目について4つの課題との関係を整理することができませんでした。しかし、上記に指摘したような問題がありますので、委員会での検討・協議の参考にして頂ければ幸いです。

3. 「1.2 新庁舎建設の必要性(P1-4)」

平常時に作成した文章であればこのままでも良いが、今回**新庁舎建設を急いだ最大の理由は震災による庁舎の耐震性の劣化に対する安全性の確保であった**はずです。それにも拘わらず、安全面や防災拠点の必要性が後段に記載されているのはおかしい。これが行政の意図的な作文であれば、尚更問題のあるところですよ。

新庁舎建設の必要性の**第1のポイントは安全性の確保と防災拠点の機能強化である**ことを最初に明

確にし、その後で、その他の課題の必要性を明記すべきです。

また、必要性を論じる際に考慮しておかなければいけない**最重要課題は、公共施設の再生に必要な財源の確保**です。それについて、「習志野市公共施設再生計画基本方針」では、次のように試算されています。

124の公共施設の建替えは、25年間の**総額で1,013億円(年平均は40億5千万円)**が必要であるが、今後の公共施設の更新・改修等に充当できる事業費は、25年間では**525億円(年平均約21億円)**であり、今後の公共施設の**建替え可能な割合は、約52%**となりました。

即ち、建替え可能割合の目標が現有床面積の52%であることを前提にして、新庁舎建設の検討を進める必要があることを明確にしておく必要があります。

4. 「2. 新庁舎の基本理念及び基本方針(P2-1)」

- 1) 「基本構想(案)の基本理念・基本方針(P2-1)と各班の提案項目(P2-3)との関係」について
 2. 項の「1.1(2)庁舎の課題」と同じように、委員会として、各班の指摘項目を確認し、その指摘項目の違いをも確認した上で、どの様な表現及び内容で基本構想(案)に取り入れるべきか検討・協議し、この項の整理をすべきです。
- 私は、基本構想(案)の基本理念・基本方針と各班の提案項目との関係を整理し、「意見書資料2」に比較表を作成しましたので、委員会での検討・協議の参考にして頂ければ幸いです。

以下に、基本構想(案)の各基本理念の表現や内容について、私の意見を記述します。

- 2) 基本理念「①市民活動の拠点となる庁舎(P2-1)」について

市庁舎に市民交流スペースや市民のために会議室が本当に必要かどうか疑問であり、以下の点を十分考慮する必要がある。

 - ①交流スペースや会議室があれば市民にとっては便利であるが、それだけ面積が増え建設コストが高くなる。
 - ②庁舎にこれらの機能を設けるのであれば、これまで市民が利活用し、市民活動の拠点であった「公民館」、「コミュニティセンター」や「子育て支援センター」等の施設のあり方や統廃合を同時に検討すべきである。
 - ③来庁する人が限られ、若い世代が来ないから市庁舎を「市民活動の拠点にする」というのは極論(暴論に近い)で、若い人は今でも公民館やコミュニティセンターの利用率が低いことを考えれば、費用対効果が期待できるか検討の余地がある。

そこで、私は、**基本理念を「①市民サービスの向上につながる庁舎」として**、市民活動の拠点という大袈裟な機能を期待するのではなく、ハード的には市民が集まりやすい場の設置(例えば、一部の会議室と小型のイベントホールなど)に限定し、情報化を含めたソフトによる市民サービスの向上を目指すべきだと考えます。

また、**②, ③項については、他の公共施設との関係が非常に深い課題であり、新庁舎建設を単独で進められるものではありません。次期基本構想のもとに、少なくとも、公共施設全体の再生計画の策定と並行して進めるべきです。**この点について、委員会での十分な議論を期待します。
- 3) 基本理念「②市民を守る庁舎(P2-1)」について

東日本大震災による他市の市庁舎の被害についての記述(1行目)は不要である。新庁舎建設の最大の理由が震災による被害であることをベースに、**災害本部及び防災拠点としての機能の不足部分とそれを補充・拡大する必要性について記述すべきです。**そして、この項目が1番目であることは既に述べた通りです。

4) 基本理念「③経済的で合理的な庁舎(P2-1)」について

イニシャルコストやランニングコスト等の経済性を考えて建設することは当然であり、また、「合理的」と言う言葉も理解しにくい表現です。この様な言葉ではなく、基本理念を「**③継続的で持続可能な庁舎**」とし、「維持管理のしやすい庁舎、フレキシブルに対応できる庁舎、長寿命化に配慮した庁舎」を基本方針として、目指すべき方向を明確にすべきです。

この場合、持続可能にするためには、公共施設全体の再生に必要な財源の確保を含めて、本市の将来の財政予測が必要です。

基本構想(案)に「将来の財政予測」の項が無いことは、市民として納得がいきません。

5) 基本理念「⑤歴史・文化を尊重し、多世代を惹きつける庁舎(P2-2)」

①「多世代を惹きつける庁舎」について

市庁舎はいろいろな世代の市民を「惹きつける」必要があるのでしょうか。市庁舎は、必要な人が必要な時に行くところであり、常に行くところではありません。しかし、市民が愛着を持ち、行きやすい雰囲気のある市庁舎にすることは重要なポイントです。

そこで、「⑤歴史・文化を尊重し、**多世代が愛着の持てる庁舎**」としては、と思います。

しかし、**この理念は、建設費用・維持管理費用を増加させてまで考慮すべき項目ではありません**。予算の限度内で配慮すべき項目であるため、上述の「将来の財政予測」は非常に重要なのです。

②「市庁舎は……**街づくりに果たす役割が期待されている**」という考え方には賛同しますが、現在の新庁舎建設の進め方からは、この表現にマッチした、市民が理解し、納得できる具体的な提案ができるとは思われません。何故なら、「街づくり」の将来ビジョンが明確でなく、どの様なまちづくりを目指すか分からない状態で、どの様な市庁舎がその役割に最適なのか、誰も確信を持って回答できないのではありませんか。

私は以前から上位計画である「次期基本構想」との整合性を図りながら新庁舎の建設を考えるべきだと主張していますが、**「街づくり」の将来ビジョンを明確にするものが「次期基本構想」なのです。**

この「市庁舎の街づくりに果たす役割」が裏付けのない「絵に描いた餅」にならないようにするためには、上述している通り、**次期基本構想との整合性を図りながら基本構想(案)の策定を進めるべきです。**

「市庁舎は……**街づくりに果たす役割が期待されている**」と言う表現は、行政に上位計画との整合性について再考を促すものであることを、委員会は確認し、理解してください。

③「新庁舎は市のアイデンティティを持たせる」という意味は、具体的にどのようなことを持つことなのでしょう。アイデンティティ(identity)」という英語の意味は、いろいろな分野でいろいろな日本語で表現され、解釈されています。

1例を示すと、次のような意味で用いられると説明されているものがあります。

アイデンティティは、広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織などある特定集団への帰属意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられます。

この基本構想(案)で使っている「**アイデンティティ**」の意味を委員会として明確にし、共有する必要があります。また、**市民が理解できる日本語表記にして、分かりやすくすべきです。**同じように、「シンボル」も日本語にすべきです。

6) 「2. 新庁舎の基本理念及び基本方針」の文章表現について

基本理念は新庁舎建設の根本的な考え方を示すものであり、基本方針は新庁舎の目指すべき方向を示すものです。それにもかかわらず、「…考えられる。」とか「…することが望まれている。」と

いう表現が①、②、⑤項に見られます。これらの表現は意志表示が弱く、基本方針を示すためには不適切なものであり、**「…とする。」などの断定的な表現に変更すべきです。**

5. 「3. 新庁舎に求められる役割、機能(P3-1)」

1) 「3.1(1)新庁舎の機能(P3-1)」の記述内容が不十分である

新庁舎に求められる**機能は、特に新庁舎の床面積や階層数を検討する上で重要なキー**であり、それは**建設費用に直結します。**

しかし、本項の「庁舎の主な機能」として枠取りで書かれた内容は機能とその要素がないまぜになっており、まだまだ内容も不十分で、それぞれの関連性も明確ではありません。しかも、委員会の提案した意見がどの様に反映されているのかも理解することができません。

この項は非常に重要であるので、**時間を掛けて委員会として提案した意見も含めて検討・協議し、必要機能とその要素を明確にし、市民にわかりやすい表現にすべきです。**

そして、機能を検討する場合、その要求が建設費に直結するため、公共施設全体の建替え(再生)可能割合が前述(3. 項)の通り、財政面から52%であることを考慮する必要があります。

そのためには、**機能とその要件の優先順位を委員会として明確にし、建設費との関係が試算できるようにする**ことが重要です。

2) 本項と「5.1(1)新庁舎の機能(P5-1)」との関連について

本項と同じ「新庁舎の機能」の項が5.1(1)項にあるが、本項と違う表現であり、内容的にも異なる部分があります。本項で新庁舎に求められる機能を明確にすれば、「5. 新庁舎等の規模及び事業費」の項ではそれに基づいて検討し、進め方を明示すればよいので、「5.1(1)新庁舎の機能」の項は不要と考えます。

3) 「役割、機能」について

「役割、機能」とあるが、「役割」については何の記述もない。委員会として「役割」と「機能」の考え方を明確にして整理するか、本項は「**3. 新庁舎に求められる機能**」とし、「新庁舎に求められる役割」は別項目で整理した方が良いのではないかと考えます。

そして、「3. 新庁舎に求められる機能」として、下記の6つの機能に整理することを提案します。

(1) 防災・災害対策機能	(2) 窓口機能	(3) 共用機能(市民が集まりやすい場)
(4) 執務機能	(5) 議会機能	(6) 利用者サービス機能(金融機関派出所、銀行ATM、売店など)

4) 「P3-2～P3-7」はどのような意味を持つ資料か

P3-2～P3-7 頁の写真付の資料は何のために添付されているのか理解できない。これでは委員会として何を、どの様に検討すればいいのか分からないのではないのでしょうか。添付するのであれば、「3.1(1)新庁舎の機能(P3-1)」の項で記述する内容と関連付けるべきです。これから鑑みても、行政のまとめる内容はこの程度であるため、この項の検討は十分に時間を取って行うべきです。

6. 「4. 新庁舎の位置(P4-1)」

1) 「表4.1-1 候補地用地比較表(P4-2)」について

比較項目と各用地の評価内容の文章はこれで良いと思いますが、文章だけでなくこれに評点を付けて、視覚的に分かりやすくした方が良いでしょう。評点は、「○、△、×」や「5点法」等が考えられる。

2) 「5.1(2)新庁舎の位置(P4-3)」について

上記の比較表に評点を付ければ、建設候補地の選定の理由がもっと市民に分かりやすい表現ができると考えます。上記の提案と合わせて検討してください。

7. 「5. 新庁舎等の規模及び概算事業費(P5-1)」

- 1) 「5.1(1)新庁舎の機能(P5-1)」について
「3.1(1)新庁舎の機能(P3-1)」と同じタイトルであり、5.2)項で指摘した通り、本項は削除し、「5.1(2)庁舎機能と配置」の項で機能と配置の関係を明確にすれば十分です。
- 2) 「5.1(2)庁舎機能と配置(P5-1)」について
庁舎機能の一部を取り上げるだけでなく、庁舎機能を「3.1(1)新庁舎の機能(P3-1)」の項で十分検討し、明確にしたうえで、それぞれの機能と配置との関係をもっと丁寧に説明すべきです。
- 3) 「5.1(3)諸室の整理(P5-1)」について
 - ①内容は何を説明しようとしているのか理解できない。ここに記述されている内容は「5.2 新庁舎の規模(P5-3)」の(3)、(4)項とダブっているので、どちらかにまとめるべきです。
 - ②「表5.1-1(P5-2)」は「表5.2-4(P5-7)」と整合性のあるものにすべきです。
例えば、「表5.1-1」の付属機能の「②ITC機能、③市民協働機能、④その他」は「表5.2-4」になく、その説明を「5.2(2)面積算定の考え方」の項で行うのであれば、「5.1(3)諸室の整理」は「5.2 新庁舎の規模」の項に統一する方が分かりやすい。
- 4) 「概算事業費」についての記述がないので、タイトルの適否の判断のしようがない。また、目次「6.3 各事業手法の事業費」(今回提示無し)との関連もよく分からない。

8. 「5.2(2)面積算定の考え方(P5-4)」

- 1) 「(案4)他市の事例の職員数当たりの平均面積」の職員数について
本市の833人は「特別職～臨時採用職員の集計(P5-3)」ですが、他市の事例の職員数(表5.2-2(P5-5))は本市と同様に**臨時採用職員を含めてカウントした人数かどうか明確にしておく必要があります**。
- 2) 茅ヶ崎市の事例(「茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画」及び電話確認による)
 - ①新庁舎の床面積の算定は「地方債同意等基準(本市の(案1)相当)」に基づいて、以下のように算出していますが、**正規職員683人を前提に算出**しています。
 - ②基本計画策定時の正規職員数は683人ですが、**現時点(基本設計時点)での入室予定は正規職員数775人**です。(11月13日電話で担当者に確認済み)

項目	内訳	人数	単位(m ²)	換算率	面積(m ²)	備考
(ア)事務室	特別職、二役	3	4.5	20	270.00	市長、副市長
	部長・次長級	13	4.5	9	526.50	部長、担当部長、局長
	課長級	76	4.5	5	1,710.00	参事、課長、担当課長、主幹
	係長・課長補佐級	114	4.5	2	1,026.00	課長補佐、担当主査
	一般職員	477	4.5	1	2,146.50	
	小計	683			5,679.00	
(イ)附属面積	倉庫				738.27	事務室面積の13%
	会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室		7		4,781.00	7 m ² ×全職員数
(ウ)玄関、広間、廊下、階段等の交通部分					4,479.30	(ア)から(イ)までの合計の40%
(エ)車庫					0.00	
(オ)議事堂		28	35		980.00	議員定数(平成22年12月20日)×35 m ²
合計					16,657.57	

- 3) 「茅ヶ崎市の職員数当たりの庁舎面積」を前提とした場合の「本市の新庁舎面積の推計」

①茅ヶ崎市の職員数当たりの庁舎面積

	職員数(人)	職員当たりの新庁舎面積(m ² /人)
基本計画時	683	24.39
基本設計時(2012.11.13現在)	775	21.49

②「茅ヶ崎市「職員数当たりの庁舎面積」を前提とした場合の「本市の新庁舎面積の推計」

- ・本市の正規職員数=833-136=697人
- ・**本市の新庁舎面積の推計=679人×21.49 m²/人=14,870 m²**

9. 「5.2(4)新庁舎面積(算定結果)(P5-6)」

基本構想(案)では庁舎面積を18,000m²程度と結論付けていますが、茅ヶ崎市の例を参考にすれば**15,000m²程度の可能性も十分考えられます**。新庁舎面積は建設費の多寡に直接影響がある重要なテーマであるので、目次3.項で「**新庁舎の機能**」を明確にするとともに、8.1)項で指摘したこと(職員数のカウント条件)も含めてもっと議論を深める必要があります。

10. 「事業手法選択にかかる事業の進め方についての整理」(市民委員会 資料3)

DBM方式を採用する理由が3項目挙げられ、結論付けられているが、「**従来方式**」とこれまで検討を行ってきた各種の「**PFI方式**」との比較を行い、**市民にもっとわかりやすい説明が必要**です。

目次の「6.建設事業手法」の項と関係すると思いますが、6.項の資料がないためこれ以上のコメントのしようがありません。「6.建設事業手法」については、次項に記述します。

因みに、茅ヶ崎市では「直接発注方式」を採用し、その理由として、「茅ヶ崎市役所新庁舎基本計画」では下記のように説明されています。参考にしてください。

本基本計画では、PFI方式は基本設計着手までの手続きなどに概ね2年を必要とすること、新庁舎建設事業を推進するためには、設計段階においても市民の意見を反映しやすくすること、地元経済の活性化や地元企業の育成の観点から地元企業が参画しやすい事業方式とすることなどを考慮し、**直接発注方式を採用すること**としました。

11. 目次「6.建設事業手法」の項は非常に重要である

建設事業手法と事業費は、市民が基本構想(案)の是非を判断するための最も重要な要素の一つです。特に、**事業費は、建替え可能割合が52%であることを考えれば、時間を掛けて十分に検討する必要があります**。

それにもかかわらず、行政から資料が提示されないことは、委員会にとって非常に問題です。

しかも、この項は委員会が素案を作成できるものではなく、専門家の経験と知識・知恵を借用しなければ作成できないことを考えれば、最終の第5回市民委員会だけで検討・協議して、結論を得ることができるとは思えません。

この点から考えても、基本構想(案)の策定スケジュールの延長が必要だと思いますが、それについては最後の《まとめ》で記述します。

12. 「消防庁舎」に関する方向付けが明確でない

「消防庁舎」に関して、基本構想(案)の「表5.2-4(P5-7)」の「2付属機能 ①防災機能」として3,600m²の床面積の提示はありますが、その必要性等についての検討やその検討結果をまとめた資料(項目)がありません。

「消防庁舎」の建設には10億円以上の費用が必要だと考えられますが、この様な多額の財源が必要な項目について、目次に項の設定がなく、行政から資料の提示がないことに疑問を感じます。

「消防庁舎」の項を設け、新庁舎との合築・分築の是非を含めて、委員会としての検討・協議の結果を提示すべきです。

《まとめ》

以上、基本構想(案)は上位計画との整合性を図り、その関係を明確にすべきであること、及び、各項目について委員会でもっと検討・協議し、委員会の意見としてまとめる必要性を指摘しました。

また、この基本構想(案)には「目次：6.建設事業手法、7.基本構想まとめ、8.考察」の項はたたき台の記述すらもなく、消防庁舎に関しては床面積の記述以外の説明はなく、全く不完全なものです。

しかも、これまでの委員会は行政の策定したスケジュールの則って進められたため、基本構想(案)の内容について全く議論する機会がありませんでした。

この様な状態で、12月15日に開催される最後の第5回市民委員会で市長に答申する「市民による、市民のための基本構想(案)」が出来上がるとは全く思えません。

更に、基本構想(案)は、行政の重要な計画で行われている「パブリックコメント」を行うつもりが事務局にないことを考えると、**委員会での十分な検討・協議が市民が関与できる唯一のもの**なのです。

委員会がこの様な重要な位置付けであるにもかかわらず、このままでは、委員会の意見を集約した「市民による、市民のための基本構想(案)」の策定は出来ず、行政の作成した案を追認するだけになってしまい、委員会は行政の「ガス抜き機関」として利用されただけになる恐れがあります。

また、私が最も強調している上位計画(特に「次期基本構想」)との整合性も図らずに基本構想(案)を策定することは、本市の計画体系を無視するものであり、**市長をはじめ担当部長が「公共施設の再生について、次期基本構想にその方向性を示す」と述べていることを無視する**ことにもなります。

私は、上位計画との整合性を十分に図り、「市民による、市民のための基本構想(案)」を策定するために、基本構想(案)の策定期間を延長すべきであると考えます。

委員会の延長は、委員会の所掌事務が「基本構想(案)の市長への答申」である以上、「市民による、市民のための基本構想(案)」を策定するために必要です。そして、来年6月まで延長することによって、来年5月に長期計画審議会から答申される次期基本構想案との整合性を図ることが可能になります。また、基本構想・基本計画の策定を9月まで延長すれば、更なる市民との意見交換やパブリックコメントの実施が可能になり、少しでも「みんなでつくる新庁舎」というコンセプトに沿った進め方に近づくことになります。

勿論、この延長によって全体の建設期間が延び、新庁舎の営業開始時期(H29年9月)が遅れることがあってはなりません。そのためには、基本設計以降の各種の作業期間の見直しを行うことが必要ですが、十分に開始時期の変更の無い見直しができるものと考えます。

最後に、基本構想(案)の策定に際しては、新庁舎建設は124の公共施設の再生事業の一つに過ぎず、他の公共施設との関係に配慮すること、及び、財政的には「公共施設の建替え可能割合は52%」であることを十分に考慮する必要があることを再度記しておきます。

委員の皆様には、これまで述べてきた私の意見を十分に理解して頂き、委員会の意見を十分に反映した「市民による、市民のための基本構想(案)」の策定に努力されるとともに、それを実現するために、委員会の検討期間の延長を行政に要求し、実現されることを期待します。

以上

[意見書資料1]

2012.11.22
特別傍聴人

「現庁舎の課題・問題点」の比較表

「1.1 現庁舎の課題・問題点」について、委員会各班の指摘項目が行政の提示した基本構想(案)に盛り込まれているかどうかを把握し、委員会の検討・協議の参考に資するために、行政が提示した「1.1(2) 庁舎の課題」の4つの課題と各班の具体的な指摘項目との関係を整理する。

●「1.1(2) 庁舎の課題(P1-2)」の4つの課題

- ① 庁舎機能の分散化
- ② 庁舎機能の狭隘化
- ③ バリアフリーの対応不備
- ④ 市民参加スペースの不足

●各班の指摘項目と基本構想(案)との比較表

《1班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の課題
	中分類	具体的指摘項目	
①施設	行政サービス	1. 待合ロビーが暗く感じる	③
		2. 可変性のある部屋	②
		3. 1階ロビーはもっと広く	②
	市民参加	1. 必要な規模の会議の場所を確保	④
2. 市民の利用できる会議室が少ない		④	
議会	3. ボランティア・市民活動	④	
	4. 催事スペースがない	④	
行政事務	1. 参加意識を持つことができる議場		
	2. 100人くらいの規模の議場		
②サービス	防災	3. だれでも自由に傍聴できる議会施設	
		4. 平面的な議場の傍聴席	
③場所	情報	1. 総合的な観点から各部署の設定をどの様にするか	
		1. 防災無線が聞こえにくい	
④駐車場・駐輪場	⑤その他	1. オンラインサービスが無い	
		1. 建物の分散化	①
⑤その他		1. 利用者の駐車場・駐輪場が少ない	
		1. 維持管理がしやすい庁舎	
		2. 子育て支援	
		3. おしゃれなレストラン	

《2班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の課題
	中分類	具体的指摘項目	
①施設	施設機能	1. 耐震性	
		2. 設備関係(EV)	
3. 環境配慮			
4. 機能分散(道路をまたぐ)		①	
5. 敷地現況(アプローチ)			
6. キャパシティ不足、狭い		②	
7. 床面積が足りない		②	
市民参画		1. 会議室が不足	④
		2. 地域の賑わいの役割	④
		3. 親しみにくい、閉鎖的	
		4. 議場のセキュリティの方法・目的	

②サービス	市民サービス	1. ITC化に対応しきれていない 2. 集中することでの効率化 3. ワンストップのサービスとその他の専門窓口を分けて欲しい	① ①,②
③場所			
④駐車場・駐輪場		1. 駐車場の利用方法	
⑤その他	印象・雰囲気	1. 若年層への認知度が低い 2. ユニバーサルデザイン	③

《3班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の課題
	中分類	具体的指摘項目	
①施設	行政サービス	1. 表示が分かり難い 2. 入りにくい雰囲気 3. 建物が明るくない	③ ③
②サービス		1. 正面受付をもっとわかりやすく 2. 現状の市民窓口の対応は良い 3. 無駄に人数が多いのでは？	③
③場所		1. 遠いところなら利用しない 2. 庁舎が分散しすぎ 3. 庁舎集中化の必要性が分からない	①
④駐車場・駐輪場		1. 職員用駐車場も面積を取っている原因の一つでは？	②
⑤その他		1. 市民からじろじろ見られる感じ 2. エコロジーをどこまで追及するか	

《4班》

指摘項目なし

《注記》

- 「行政案の課題」欄の番号は、「1.1(2)庁舎の課題(P1-2)」の4つの課題の番号を示します。
- 番号はあくまでも私の独断で決めたものです。また、空欄は、私には判断ができない項目か、基本構想(案)の4つの課題以外の項目です。
- この比較表は、意見書(11月20日付)の「2. 「1.1(2)庁舎の課題」」の参考のために作成しましたので、活用して頂ければ幸いです。

「基本理念・基本方針」の比較表

「基本理念・基本方針」について、委員会各班の提案した項目が行政の提示した基本構想(案)に盛り込まれているかどうかを把握し、委員会の検討・協議の参考に資するために、行政が提示した「2.1(2)新庁舎の基本方針」と各班の提案した具体的な項目との関係を整理する。

●「2.1 新庁舎の基本理念と基本方針」

基本理念	基本方針
①市民活動の拠点となる庁舎	1) 市民サービスの向上につながる庁舎 2) 情報化への配慮
②市民を守る庁舎	1) 耐震性や非常時に備える庁舎
③経済的で合理的な庁舎	1) 経済性とのバランスが取れた庁舎
④人や環境に配慮した庁舎	1) ユニバーサルデザインに配慮した庁舎 2) 地球環境に配慮した庁舎
⑤歴史・文化を尊重し、多世代を惹きつける庁舎	1) 景観形式や周辺環境への配慮

●各班の提案項目と行政案との比較

《1班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の理念
	中分類	具体的提案項目	
①多世代に利便性の高い庁舎	市民サービスの向上につながる庁舎	1. 市民との生活を第一とした庁舎 2. 市民参加が体験できる	①-1)
	まちづくりの拠点となる庁舎	1. 先進例として見本になるような庁舎 2. 歴史・文化を尊重する庁舎	⑤
②災害に強い庁舎	耐震性	1. 一般よりも優れる震度7以上の耐震性	②
③環境にやさしい庁舎	人と環境にやさしい庁舎	1. 自然を大切に 2. みえる化(アサガオ・緑のカーテン) 3. 自然エネルギーの有効活用 4. LED電球を使う等エコロジーに配慮する	④ ④ ③,④ ③,④
		④経済性に配慮した庁舎	経済性

《2班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の理念
	中分類	具体的提案項目	
①多世代に利便性の高い庁舎	まちづくりの拠点となる庁舎	1. 自治を基本と考える 2. 市のアイデンティティ 3. 情報化10年後は現在と全く違う可能性 4. 市民活動の拠点 5. 若い人、子育て世帯を惹きつける街づくり 6. 市民からの目線(親しみやすい、安全安心、集える) 7. ユニバーサルデザイン	⑤ ①-2) ①-1) ⑤ ①-1) ④-1)
		②災害に強い庁舎	市民の安全・安心を支える庁舎
③環境にやさしい庁舎	人と環境にやさしい庁舎	1. 環境に配慮	④-2)

	2. 自然エネルギーの活用	④-2)
--	---------------	------

《3班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の理念
	中分類	具体的提案項目	
①多世代に利便性の高い庁舎	分かりやすく利用しやすい庁舎	1. 市庁舎は大きくする必要はない	③
	利便性の高い庁舎	1. 書類申請、申込みには便利なところが良い 2. 新庁舎には中枢機能だけにして、市民がよく利用する課は公民館等各地域に分散して欲しい 3. 分散化も内容による 4. 遠いところから高齢者来れない 5. 子どもたちにも市庁舎に関心を持って欲しい 6. 若者は市庁舎の必要を感じていない 7. 市役所には普段行かない	①-1) ①-1) ①-1) ①-1)
④経済性に配慮した庁舎	経済性	1. 経済的かつ利便性 2. 一般からかけ離れている等立派すぎない 3. 無駄なものは作ってほしくない 4. 第一にどのくらいの大きさか決めて欲しい 5. お金に関係なく理想を述べるのか 6. 市民の経済的負担を軽くしてほしい 7. 経済的基本が無ければ夢を語っても仕方がない 8. 72億円を前提にして欲しくない 9. 設計・建設はオープンに決めて欲しい	③ ③ ③ ③ ③ ③ ③
⑤その他		1. 市役所にそんなコミュニケーションの場が必要か 2. 頭脳と手足は別にして欲しい 3. 大久保の市民プラザのようなものは不要 4. 新庁舎に求められる絶対に必要な機能は	③ ③

《4班》

行政分類項目	委員会の指摘項目		行政案の理念
	中分類	具体的提案項目	
①多世代に利便性の高い庁舎	市民に開かれた親しまれる庁舎	1. 市民に親しまれる庁舎 2. 議会のガラス張り 3. 見える市役所 4. ガラス張りの気持ち的に市民に開かれた市長室 5. 使用目的を限定しないで多目的に使える 6. 基本方針は機能的には、現在の市庁舎の役割を基本として、能率的なスペースを確保する 7. 分散庁舎機能の統合	①-1) ①-1) ①-1) ①-1) ①-1) ③ ①-1)
	分かりやすく利用しやすい庁舎	1. 1階は天井高くゆったりとした空間 2. 市民が利用できる庁舎 3. ワンストップサービス 4. 窓口の効率化	①-1) ①-1) ①-1)
	ユニバーサルデザインに配慮した庁舎	1. いろいろな分野・立場の方々を使いやすい庁舎(障がい者、子育て中等) 2. 案内板、サインボード 3. 高齢者対応→杖の置き場等	④ ④ ④
②災害に強い庁舎	災害に対して防災拠点となる庁舎	1. 防災拠点機能(耐震、耐火、耐震水) 2. 市民の安全、安心な暮らしを支える拠点 3. 防災本部として機能 4. 高台に	② ② ② ②
③環境にやさしい庁舎	地球環境に配慮した庁舎	1. 省エネ、省資源、省運営維持費の庁舎 2. 太陽光、風力、水による蓄熱 3. 見える電力使用量	③,④-2) ④-2) ④-2)

第5回新庁舎建設基本構想策定市民委員会 添付1

		4. 100年庁舎 5. エコ庁舎	③ ④-2)
④経済性に配慮した庁舎	維持管理	1. 継続的で、維持可能な維持管理費の減	③

《注記》 「行政案の理念」欄等については、「意見書資料1」の《注記》を参照してください。